

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第4回協議会 [平成15年12月25日]) 提出

(第4回協議会 [平成15年12月25日]) 確認

協定項目	事務組織及び機構の取扱い
調整の内容	1. 新町の事務組織及び機構は、「新町における事務組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。 2. 新町の事務組織及び機構は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。 3. 附属機関等については、必要性や地域の実情を考慮し、「附属機関等における整備方針」に基づき調整する。

協定項目	事務組織及び機構の取扱い	関係項目	事務組織及び機構の取扱い
調 整 方 針	<p>1. 「新町における事務組織及び機構の整備方針」</p> <p>合併時における事務組織及び機構は、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>ただし、合併後は常にその事務組織及び機構の運営の効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <p>(1) 住民が利用しやすく、わかりやすい事務組織・機構とする。</p> <p>(2) 住民の声を適正に反映することができる事務組織・機構とする。</p> <p>(3) 運営の合理化を図り、簡素で効率的な事務組織・機構とする。</p> <p>(4) 指令命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な事務組織・機構とする。</p> <p>(5) 地方分権による行政課題に迅速、的確に対応できる事務組織・機構とする。</p> <p>(6) 支所機能については、住民の利便性の確保と住民自治に寄与できる事務組織・機構とする。</p> <p>2. 「附属機関等における整備方針」</p> <p>(1) 各町に設置されている附属機関等は、原則として統合するものとする。</p> <p>(2) 各町が独自に設置している附属機関等は、実態を考慮し整備するものとする。</p> <p>(3) 委員構成は、各町の均衡が保たれるよう調整するものとする。</p>		